

会議録

会議の名称	令和6年度 第3回福津市郷づくり推進協議会代表者会議	
開催日時	令和6年10月1日(金)14:00~16:00	
開催場所	市役所別館1階 大ホール	
委員	勝 浦 : 天野 保章(副会長) 荻原 哲夫 津屋崎 : 楠田 元明 川内 太 宮 司 : 梅野 邦彦 財部 順一郎 福 間 : 岡田 和憲 梅谷 寧次 神 興 : 富松 享一(会長) 山西 祐司 上西郷 : 高木 文明(副会長) 木村 良介 神興東 : 木下 重幸 福間南 : 西村 豊子	
専任事務局員	勝浦:戸畑貴子 宮司:三原道雄 神興:君嶋久美子 福間:山口恵美 上西郷:末廣隆 津屋崎:古川浩二 神興東:中里恵子 福間南:宮本清子	
市	原崎市長 経営企画部:花田部長 経営戦略課:向井課長	
事務局	市民共働部:香田部長 地域コミュニティ課:谷口課長 石井前課長、向井係長、溝田	
会 議	内容	1. 市長あいさつ 2. 依頼・説明事項 ・福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の内容に関する意見聴取について(R6.7.19依頼分の聞き取り)(経営戦略課) 3. 意見交換 ・郷づくり(協議会・自治会等)の後継者について
	配付資料	□福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の内容に関する意見聴取について(依頼) □代表者会議のあり方に関するヒアリング結果のまとめ

会議内容(要点)

1.市長あいさつ

原崎市長があいさつを述べた。

2.依頼・説明事項

福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の内容に関する意見聴取について(R6.7.19依頼分の聞き取り)

経営戦略課が福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の内容に関する意見聴取について説明した。

(委員)

この条例がどのような位置づけにあるのかを教えてほしい。具体的には、この条例が根拠となっている別の条例が存在するか、もしくはこの条例と対になるような条例があるかなど、関連する条例の関係性を教えてほしい。

(経営戦略課)

この条例は、まちづくりを進めるために必要な基本的事項を定めたものである。これに基づく関連条例や規則はさまざまあり、他の条例以外にも、市の計画なども、この条例の考え方に基づいて規定されている。例えば、第8条では総合計画に関する規定があり、福津市におけるまちづくりを進めるために『福津市総合計画』や『まちづくり基本構想』の策定が求められ、それを総合的かつ計画的に進める必要があると定められている。また、この基本構想に基づいて、各施策の分野ごとの計画も作成されているので、それらの計画も第8条に関連している。他にも、地域づくりに関する事項や、市の情報公開条例のような事務的な手続きに関連する条例ともつながっており、まちづくり全般に影響を与える条例になっている。

(委員)

この条例は廃止できないということだが、条例自体が非常にわかりにくい。『みんなですすめるまちづくり基本条例』という名称について、ほとんどが個人、事業者、市などの責務や役割についての理念が書かれているが、そんな中で総合計画と地域づくり、情報公開といった具体的な項目が突然出てくるため、繋がりが薄く、まとまりがない印象を受ける。特に、各役割がどうして必要なのか、総合計画や地域づくりとの関連が明確に示されていない点が気になる。それから『みんな』という中に、市職員が含まれていないのも問題である。さらに前文についても、現状とは少し乖離しており、例えば、学校行政の現状や、福岡都市圏周辺での人口増加に伴う住宅問題、あるいは田舎の方では西鉄バスの削減による交通弱者への影響など、こうした現状を踏まえた内容に改訂すべきではないだろうか。また、市の役割について、条文がいくつにも分かれている。市の責務と役割を一つにまとめ、『みんなですすめるまちづくり』の中で個人と対になる形に整理した方がよいのではないか。市に関する条文が多すぎるのは、少しバランスが悪いように感じる。最後に、みんなを進めるという抽象的な表現はあるが、具体的にどんなまちを目指すのかというビジョンが不足している。『みんなを進めましょう』という理念だけでなく、どのようなまちを目指すのかという目標を今までの知見を基に掲げるべきである。

(経営戦略課)

この条例の内容については、市内部で部長級職員が参加する会議で検討を進めているため、その場で改めて議論させていただく。この条例には総合計画などの計画も含まれており、条例は、地方自治体が議会の議決を経て定めた独自のルール、いわば法律のような位置づけである。それに対して、計画は市が今後どのように進めていくかを示すプランである。このように、ルールとプランの要素があり、それを基に地方自治体が運営されていると考えている。ご指摘の通り、この条例には、市の意思に関わらず『みんなの責務と役割』について多く書かれている部分があるが、それはまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものである。今後のまちづくりの具体的な内容については、第8条に基づく総合計画や基本構想で計画され、そこからプランニングが進められるという構造になっている。したがって、この条例は、まちづくりの基本的な方針を示すものとして作られているという認識を、行政内部では持っている。また、職員の責務については、第7条の『市の責務』に含まれていると考えている。ただ、他の自治体では、職員の具体的な責務を明記している自治基本条例もあるかもしれない。そこまでの詳細は把握していないが、いただいたご意見も含め、今後の検討材料として持ち帰らせていただく。

(委員)

この基本条例について何度も目を通したが、いつも思い浮かべるのは『まちづくり』ではなく『郷づくり』である。まちづくりと郷づくりの関係や結びつきが、どうしても理解しづらい。また、この基本条例が市民レベルでどこまで浸透しているのか、誰がこういった内容を市民に伝える役割を担っているのかが、全く見えない。こういった点をもっと明確にしてほしい。何年かに一度、この条例を見直して調査されることがあり、その時は話題になるが、普段は条例を見る機会がほとんどない。一方で、『郷づくり』は郷づくり推進協議会によって順調に進められている印象である。まちづくりと郷づくりが同じ方向を目指していることは間違いないと思うが、その整合性がどうも見えにくく、基本条例が実際に機能しているのか、疑問を感じている。この条例がもっと市民に浸透し、市民権を得るために、どうすればよいのかを考えてほしい。もっとわかりやすく、具体的に説明してもらわないと、市民の理解は得られにくいのではないかと。

(経営戦略課)

まず一つ目は、周知に関する話として、この基本条例が平成20年頃に初めて登場した際には、市の広報紙で一問一答形式のインタビューのような形で、解説を行った。しかしその後、この基本条例は何か特定のことを進めるためのツールというより、まちづくりを進めるための基本的な考え方、つまり根幹に位置するものとして捉えられてきた。そのため、積極的にPRするというよりは、市の方針としてそこに存在するものとして運用されてきたのが実情である。正直なところ、市としてもこの条例を周知するための積極的なPRは行ってこなかった。いただいたご意見を踏まえ、まずは内容の検討を進めているが、それに加えて、今後はどのように周知していくべきかという点も次のステージとして議論する必要がある。次に、郷づくりとの関係性について、第11条には『地域づくり』として郷づくりの項目が含まれている。基本条例は、まちづくりを進めるための基本的なルールとして位置付けられている。その中で、第11条には『郷づくり推進協議会の設立』に関する内容が直接記載されているわけではなく、郷づくりに関する独自の規則が別に存在するという認識である。この基本条例は、その土台となる部分を支える役割を果たしているのではないかと考えている。

(委員)

基本条例の第11条で『郷づくり推進協議会を設立し、地域自治の実現に努める』とあるが、これは、基本条例に則って郷づくりを推進するという解釈で良いのか。もしそうであれば、『まちづくり』と『郷づくり』を一本化することを検討してほしい。『まちづくり』という言葉の方が、市民にとって非常にわかりやすい。思い切って『郷づくり推進協議会』を『まちづくり推進協議会』など、わかりやすい名称に変更することも大事だと思う。私たちは現在、郷づくりの活動を行っているが、それがまちづくりとしっかり結びついていることが明確でないと、郷づくりがまちづくりとは別のことをしているように誤解されることがある。また、敷居が高く、参加しづらいというイメージを持たれている方も多い。誰にでもイメージできるようなネーミングに変更することで、市民にとってより身近な活動として認識されるのではないか。

(経営戦略課)

『みんなですすめるまちづくり基本条例』における『まちづくり』と『郷づくり』の使い分けについて、基本条例の逐条解説では『この条例におけるまちづくりとは、道路や河川などの都市基盤の整備にとどまらず、防犯活動や福祉活動、安全で安心できる生活環境づくりなど、福津市を住みよいまちにしていくためのあらゆる活動や事業を含む』と、記載されている。逆説的に行政が行うインフラ整備と、皆さんが取り組んでいる郷づくりの活動、その両方を包含した大きな枠組みが『まちづくり』であると私たちは捉えている。行政としては、法令に基づいたインフラ整備などを進める責任があるが、それと皆さんの地域活動を合わせて、一体的にまちづくりを進めていくという考え方である。

(経営企画部)

確かに、この条例が市民一人ひとりに十分に浸透しているかという点、現状ではそうになっていないのが実情である。この点については、私たちも課題として認識している。ただ、条例に基づき、市が進めるまちづくり基本構想で、福津市の将来像を定めている。『人も自然も未来につながるまち、福津。』というビジョンを掲げており、最終的にはこの条例の目的である『地域自治の実現』を目指している。しかし、この『地域自治』という言葉がややわかりにくく、まちづくりや郷づくりといった活動との関連が曖昧になっているのかもしれない。この条例の目的は地域自治の実現であり、それを支えるのがまちづくり基本構想である。そして、その基本構想に基づき、各分野の計画が策定され、それが具体的な施策として展開される。その施策の中で、市民の皆さんに参加していただき、私たちも説明責任を果たしながら、この地域自治を実現するために取り組んでいる。市民に対して『地域自治』の目指す姿を説明しながら、具体的な施策を通して浸透させていくことが重要だと考えている。文言がわかりにくい部分については、改善の余地があり、市民にどのように浸透させていくかという点についても、今後の大きな課題と捉えている。これについては、今後さらに検討を進めていきたい。

(委員)

説明では理解できるが、文字に起こすと少しわかりづらい。私が特に興味を持っているのは、市役所の職員の方々が市民に対して『夢を語る』ことの重要性である。市民は、福津市が将来どうなるのか、住みよいまちや住み続けたいまちになるのか、言葉では聞いているものの、現実として感じていない方も多くいる。例えば、市の正面玄関に『5年後、福津市はこうなります』といった具体

的なイメージを掲示するのはどうか。インフラがどのように整備されるのか、橋や道路がどのように美しくなるのか、学校問題についても将来的にどう解決していくのかを、視覚的に示すことで、市民が将来の福津市を具体的にイメージできるようになる。パース図を用いて、福津市の将来像を示すことで、夢や希望を描けるのではないだろうか。行政は、もっと視覚に訴える形で『将来こんなまちにしていきます』というビジョンを市民に示すことで、より具体的に福津市の将来像を描かせることができる。たとえそれが5年後、10年後、20年後といった長期的な計画であっても、市民にとっての夢を描ける材料になるはずである。

(委員)

説明を聞いても、まちづくりの具体的なビジョンがよくわからない。このまちづくりに関する文言は、2008年からずっと変わっておらず、16年間も同じ表現で続けられている。4年ごとに見直しの検討をしているということだが、毎回こうした議論を繰り返しているのか。その都度、市がしっかりと『このまちをこうしていく』という具体的なビジョンを示し、それに向けて郷づくりやキッカケラボなどをどうまとめて繋げていくのかを示してもらわないと、私たちも理解しづらい。個人的には、『郷づくり』という文言はやめてほしい。毎年、小学校1年生や2年生が訪問に来るが、『どんな野菜を作っているのか』とか『どんな畑で何をしているのか』という質問をされる。『郷づくり』という言葉に、少し田舎くさいイメージを持つ大人の方も多く、『郷か町か、どっちなのか』という質問もよくある。そのため、ネーミングについて再考してほしい。また、郷づくり推進条例の制定についても急いでほしい。来年の7月から着手するとのことだが、今年度中に立ち上げることも可能ではないか。

(経営戦略課)

この条例は基本的には『ルール』としての役割を持っている。それに対して、まちづくりに関連するプランは、この条例で言う総合計画であり、現在であれば『まちづくり基本構想』として示されている。将来のまちづくりのビジョンについては、2030年を目指した基本構想に基づいて描かれており、この基本構想を支えるルールとして基本条例が存在している。条例がわかりにくいという意見については、確かに市民に対して条例やその意義をもっと周知していく必要がある。施策は基本構想に基づいて進めており、その土台となるのがこの基本条例である。これらの関係性を市民にわかりやすく伝えるために、もっと工夫を取り入れながら周知していくことが重要だと感じている。それによって、市民の皆様の基本条例や基本構想の位置付けがより広く理解されると考えている。

(地域コミュニティ課)

郷づくり推進に特化した、仮称『郷づくり推進条例』について、来年の7月から開始予定ということで説明している通りだが、現段階では具体的な準備が全く整っていない状況である。ただ、皆さんに議論いただくことは可能である。しかし、まずは私たちの方で、他の地域や自治体の先行事例を参考にしながら、素案を作成しようとしており、この素案がまとまった段階で、行政だけで決定するのではなく、共働推進会議にも確認してほしいと考えている。年度末に開催する共働推進会議の際に、内容をチェックしていただき、その後に再度修正を加えたものを次年度の初めにもう一度確認し、皆さんにお見せし、その際にご議論いただく。予定が少し早まる可能性もあるが、準備が不十分な段階で皆様にお見せするのは避けたいと考えているほか、生煮えの状態ですら二転三転する

ことも避けたいため、まずはしっかりとした準備を進める。現在、これまでの郷づくりの成果のまとめも進めているので、それらをきちんと整えた段階で、皆さんに内容をご確認いただき、理解を深めていただいた上で条例を作り上げたい。前回も『時間がかかりすぎている』と指摘をいただいたが、皆さんに間違いのないものをお見せしたいという思いで準備を進めている。

(委員)

まちづくりについて、前文には福津市が未来に向けてどこを目指すのかが書かれていない。例えば、福岡市の基本条例を見ると、『学園都市を目指す』とか『交通の利便性を高める』といった具体的な目標がいくつも書かれている。福津市は何を目指しているのか、そういったビジョンが見えてこない。また、ネーミングに関して『郷』という字は、私は良いと思う。『里』は4~5軒程度の小さな集落を示すのに対して、『郷』はもう少し大きな集落を指す言葉であり、小学校区ごとのエリアが該当する。『郷づくり』という名前であれば、全体の町ではなく、ある程度まとまった地域という意味で、適切な名前ではないかと思う。それと、現在『郷づくり推進条例』を検討中ということだが、実は『郷づくり推進に関する規則』が存在している。規則には詳細な内容が書かれているが、これが条例に反映されていない。この規則をもとに、条例の制定を進めることも一つの案ではないか。これをたたき台にして条例を策定することも検討していただければと思う。

(地域コミュニティ課)

現在のところ『みんなですすめるまちづくり基本条例』が、郷づくりに関連する唯一の条例である。それ以外に関しては、規則や要綱が郷づくりに関連する法令として存在している。ただ、私たちの立場として、共働推進会議の会長にもお見せした段階で、現在の規則は自治会と郷づくりの両方を基軸にしているため、内容が混ざりすぎているという指摘を受けた。特に、郷づくり推進に特化した条例を作る場合、両者を一緒に書きすぎると目的がぶれてしまうと指摘があったため、現在の規則は規則として残しつつ、新しい条例では郷づくり推進に注力する方針で進めている。自治会の加入促進も重要な課題であることは理解しているが、今回はあくまで『郷づくりの活動をどう推進するか』という点に特化するべきという提案を基に進めている。そのため、他の自治体の郷づくりに特化した条例を参考にしながら、素案を作成している。もちろん、現行の規則と新しい条例をどのように融合させるかというご意見も今後の策定段階で出てくるかもしれないが、現時点では規則は一旦置いて、郷づくり推進に特化した内容で進めている。各自治体には条文が多いものから少ないものまでさまざまだが、福津市にとって重要で共通する部分を考慮しながら進めている。時間がかかっている点については申し訳ないが、単純に現行の規則を上げるだけではなく、別の視点での検討を行っているためである。引き続き、丁寧に取り組んでいくので、ご理解いただきたい。

(委員)

自治会と郷づくりは切っても切り離せない関係にある。実際、郷づくりが自治会に関連する事柄を持ち込むことも多々ある。自治会としては、『なぜ郷づくりがこんなことを言うのか』と疑問を感じることもあるだろう。確かに自治会は独立して運営されるものだが、それでも両者の関連性をしっかりと整理しておかないと、今後さまざまなトラブルが発生する可能性がある。特に、郷づくりが規則などに基づいて行われる場合、自治会との関連を明確にしておくことが重要である。

(地域コミュニティ課)

今後、素案を作成して審議会にかける際には、今いただいた意見をしっかり反映し、慎重に進めていきたい。

(委員)

第14条の行政評価委員会は今まで開かれたことがあるのか。

(経営戦略課)

行政評価委員会は現在開催している。一時期中断していた時期もあったが、昨年度から再開し、大体年に5回ほど開催している。直近では、明日の午後7時から開催する予定である。

(委員)

議事録は市ホームページにあるのか。

(経営戦略課)

開催の事前告知や議事録はホームページに載せている。

(委員)

構成員はどういう方か。

(経営戦略課)

基本的には有識者で構成されており、大学の教授や、市の施策に関連する専門家など、合計7名で構成されている。

(委員)

学校問題や教育長の問題等は、どういう評価であるか。

(経営戦略課)

行政評価委員会には規則があり、内容は大きく2本立てになっている。一つは『行財政改革大綱の取り組みに関する事後評価』、もう一つは『まちづくりの推進施策に関する評価』である。毎年度、全ての施策を網羅することはできないため、その中から特定の取り組みをピックアップして評価を行っている。今年度は教育問題は評価対象になっておらず、明日の議論では観光部門に関する話し合いが行われる予定である。

(委員)

第11条に『小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努める』と書かれているが、今後、宮司に小学校ができる予定であるが、新しい小学校区を基に新たな郷づくり推進協議会を設立する予定があるのか。既に8つの郷づくり推進協議会がある中で、わざわざ『設立する』と書かれているのは、今後の新たな取り組みを想定しているのか。

(経営戦略課)

第11条第2項には『おおむね小学校区域を単位とした』と書かれている。この『おおむね』という表現が、宮司のことを指しているのではないかと理解している。今後新しく宮司に小学校が建ったとしても、それに伴って新たな郷づくり推進協議会を設立することは、現時点では想定していない。

(委員)

現在、津屋崎小学校区には津屋崎と宮司の郷づくり推進協議会が併存しているが、これはあくまで『小学校区単位』という前提に基づいている。津屋崎と宮司が一緒になっているのも、そのためである。新設小学校に伴い、そのコミュニティが独立するかどうか、現時点では新たな郷づくり推進協議会を設立する予定はないのか。新規郷づくりの設立は考えられていないという理解でいいか。

(経営戦略課)

現時点では、庁内で特にそのような議論が行われているわけではない。

(地域コミュニティ課)

新設校ができた場合、そこに通う児童が所属する自治会が、現状の宮司地区とは異なる可能性があると想定されている。条文上は『おおむね』と書かれており、様々な形を含められるような規定になっている。新設校が予定通り令和9年に開校する場合、郷づくりの単位をどうするかという検討が必要になる。そのため、令和8年頃には何らかの形で議論が必要だと話されていた。ただ、地域コミュニティ課が中心となって進めるのか、他の調整を踏まえて進めるのかは、まだ明確にはなっていない。現時点では、現行の8つの郷づくり単位をどう区分けするか、またはしないかを含めて検討する必要がある。とはいえ、現段階では具体的なスケジュールはまだ決まっていない。

(委員)

新設校ができると、宮司だけでなく、福間郷づくりにも関係してくるのではないか。現在、建設中のため、なるべく早く郷づくり全体のバランスを考え、計画を決めるべきである。作ってから決めるのでは遅い。

(地域コミュニティ課)

新設校が完成してからでは間に合わないということは理解している。以前、花見3・4区が福間南から福間に移った際は、小学校が新設されたわけではなく、決定後に順次対応したというケースであった。しかし、今回のケースは全く異なり、あらかじめ新設校が建設されることが分かっており、現状でどう対応するかを考える必要がある。令和6年の時点ではまだ具体的な方針は決まっていないが、新設校が建設される前には、何らかの形で検討が行われるだろうと私どもも聞いている。ただ、現時点では、いつその検討が具体的に行われるのかはまだ申し上げられない。

(経営戦略課)

いただいたご意見については持ち帰らせていただき、最終的な結論は、今年の11月頃に市として決定する予定である。その結果については、来年1月の代表者会議でご報告させていただく。

3. 意見交換

・郷づくり(協議会・自治会等)の後継者について

(委員)

後継者問題について、郷づくりも自治会も同様に課題を抱えている。福間郷づくりでは、先月、自治会長や役員の後継者問題についてヒアリングを行ったが、自治会ごとに事情が異なり、明確な解決策が見つかっていない。どの自治会も共通して悩んでいるのは、役員の年齢層が60～70代で、まだ多くの方が仕事をしており、後継者を見つけるのが難しいということである。また、自治会長の仕事量が多すぎて引き受け手がないという声もある。郷づくりの問題の一つは、会長や副会長、事務局長の職務内容が明確に定義されておらず、『あれもこれも』という状況で、具体的にどんな仕事をしているのか説明が難しく、これが後継者選びの際に説得力を欠く要因になっていると感じる。さらに、福間小学校や福間南小学校が大規模校化しており、地域コーディネーターの仕事量が増加している。また、郷づくり全体や自治会にも負担が広がり、中学校の行事やイベントの際に多くの人手を集める必要があり、そのエネルギーは非常に大きなものである。このように、学校の規模が大きくなることで地域全体の役割も増え、後継者選びがますます難しくなっている。加えて、地域活動がボランティアベースで行われていること、特に自治会長の手当や役員報酬が旧区長制度時代のままであり、納得感のないまま続いていることも問題であり、この報酬の決め方が後継者選びに大きなネックになっている。報酬や役員手当については、行政から何らかの基本的なガイドラインや提案をいただきたい。地域活動の報酬に関しても、納得のいく形で整備されなければ、後継者選びがスムーズに進まない。こうした報酬の不透明さや納得感の欠如が、後継者選びにおいて大きな問題になっているのは事実のため、こういった点も含めて、後継者選びについては、みんな意見を出し合いながら進めていく必要がある。単なる方法論ではなく、こうした課題を頭の片隅に置きながら取り組まないと、なかなかうまくいかない。

(委員)

後継者を育てるとするのは非常に難しく、大きな要因の一つとして、定年延長によって活動範囲が狭まっていることがある。現在、70歳で定年を迎える方が多く、活動する期間はその後5年程度である。75歳を過ぎると『もういいだろう』という声も多く、後継者の数が限られているのが現状である。もう一つの問題は、自治会との人材の取り合いである。自治会も後継者不足で、自治会長や副会長を引き受ける人がいない。郷づくりの会員は自治会の会員でもあるため、後継者の話をすると自治会側で先に確保されてしまうことがある。ある区では、現役の若い人たちが自治会を運営しており、役員もその年代で構成されている。会議を減らし、分業化を進め、会長の負担を軽減することで、若い人たちが協力して進めているようだ。これは参考にしたいが、年齢が上がるにつれて、仕事の負担が増える傾向がある。特に、最近では『小地域福祉会』という活動も始まり、組長がそちらに引っ張られ、活動が広がりすぎて負担を感じる人も増えている。若い世代は活動をスリム化しようとするが、高齢者は逆に活動を広げている現状である。このような状況の中で、現役世代の視点を取り入れた意識改革が必要だと感じている。役員選考についても、現状では3ヶ月間の短い期間で人材を探しており、既存の人脈に頼る選考が多い。今後は、1年間かけて広範囲で人材を探すチームを作り、より多くの候補者を発掘していく必要がある。郷づくりの事業も増えており、スリム化や部会の統廃合を行い、人材を有効活用していくべきである。また、大きな課題として、無償ボランティアの問題がある。多くの方が活動には興味を持ち参加してくれるが、役員を引き受

会議録

ける人は少ない。部会員に手当を出している郷づくりもあり、神興東でもそれを考える必要があるかもしれないが、そのためには交付金が足りない。活動を活性化させるためには、市からの交付金の増額が必要である。例えば、2000戸の規模で500円増額して100万円を追加してもらえれば、全体で800万円の予算を確保することができる。市には、ぜひ交付金の増額を検討いただき、活動の活性化を支援してほしい。

(委員)

根本的な課題は、自治会に入っている人をベースにしている点だと思う。自治会に入っていない人のことを考えた条例や施策は存在せず、若い世代が自治会に入らず、年齢層が高くなる。若い世代が参加しないと、後継者問題はさらに深刻になる。上西郷では、人口の約半分しか自治会に加入しておらず、この状況は他の地区でも同じではないかと思う。私が自治会長を務めたときから、市に対して『自治会員を増やす必要がある』と訴えてきたが、何も進展していない。自治会員が増えなければ、役員候補者も増えず、同じ顔ぶれが続くことになる。また、上西郷のような田舎の地域では、組費や自治会費が高いため、自治会に入りたがらない人が多い。町の方では比較的安いのに、田舎に行くほど高くなる。この差を解消するために、福津市全体で組費や自治会費を均等化できないかと考えている。高い自治会費を支払うメリットを説明できないため、ますます加入者が減ってしまう。さらに、郷づくりの会長として、地域のお祭りや運動会に呼ばれることが多いが、手ぶらで参加するのは非常に難しい状況である。市に問い合わせても『郷づくりは市の団体なので、そういった支出はできない』と言われるが、自治会長たちは予算を確保して対応している。郷づくりとしても、交際費を設けるなどの支援が必要だと思う。自治会員が増えれば、後継者問題や役員の年齢層の問題も解消されるはずであり、自治会員を増やすことを、最優先に考えるべきである。

(委員)

特に感じるのは、会長の動き方と報酬が、現在の仕事の内容に見合っていないということである。会長には多くの責任があり、自ら積極的に動いて多くの時間を費やしている。おそらく他の郷づくりの会長さんたちも同様に動かれていると思うが、それに見合う報酬にはなっていない。自治会についても、規模が大きいほど仕事量も増えるため、仕事に見合った報酬が必要である。規模によってばらつきがあるのは仕方ないが、基本的な仕事や役割に対する報酬はあるべきである。そのうえで、仕事の内容に応じて報酬を調整する仕組みが必要で、そのためには各地域の自治会費が十分に回せるだけの予算が必要になり、交付金の増額が必要である。また、仕事の内容を整理することも重要であり、郷づくりや自治会でも、これまでのやり方を続けるだけでなく、一度仕事の内容を分類し、不要なものを削除し、新しい取り組みを加える『スクラップアンドビルド』のような考え方が必要である。さらに、副会長や他の役員に責任を分担することも大切である。受けたからには、責任感から全てをやり遂げようとする気持ちは理解できるが、あくまでもボランティア活動なので、限られた財源の中で、役割分担をして整理整頓し、無理なく進めていく方法を見直すべきである。そうすることで、仕事の流れがすっきりし、効率よく進められるのではないかと。

(委員)

郷づくりの役員は、今まさに過渡期にあるのかもしれない。郷づくりの制度が始まってから17年が経ち、当初から携わっていた方々が固定化しており、その方々も年齢を重ね、今ちょうど役員を更新する時期に差し掛かっている。自治会長を兼務している方々には報酬があるが、それ以外の役

員にはごくわずかな報酬しか支払われていない。こうした少ない報酬で、気持ちだけでやれるのかという疑問がある。特に、事業部長のように大きな責任を持つ役員には、報酬がもっと見合ったものになるべきだと思う。そうでなければ、役員の更新が難しくなり、いずれ行き詰まってしまう。自治会についても、市のサポートが見えにくく、4月に自治会長向けの説明会では事務的な話を中心に、マニュアルが配布されただけであった。自治会長の役割が何なのか、具体的に説明されず、引き継ぎを受けた内容が適正かどうかもわからない状態である。結果として、自治会長の仕事が人によって増減し、長年続いているのではないかと思う。自治会制度を維持していくためには、仕事の範囲や役割をしっかりと線引きし、ルール化する必要がある。市のサポートを得ながら、自治会長の役割や組長の仕事を明確にし、行政区を束ねる仕組みを再構築する必要がある。現状では、組長も1年間だけ務めているため、役割が十分に理解されていないケースが多い。組長は回覧板を回すだけで、実質的な活動はほとんど行われていないのが現実である。自治会の役割がしっかりと理解されていないため、自治会に加入する人が少なくなってきており、自治会の意義や役割を、市民や市職員全体で共有し、住みよい、安全で安心できる町づくりのベースとして再認識する必要がある。自治会制度と郷づくり制度を永続的に維持していくためには、こうした課題を市全体で認識し、コンセンサスを得ることが必要だと思う。

(委員)

津屋崎郷づくりの場合、発足して10年以上経っているが、いまだに地域の人々が『郷づくりって何をするのか』と疑問に感じている状況である。郷づくりの広報は自治会長から組長に渡され、回覧と共に『1枚ずつ取ってください』と配布しているが、私のところまで来ても、かなり残っているのが現状である。せっかく作っているのに、あまり見られておらず、郷づくりの活動やその目的が地域の中で十分に浸透していないのは課題である。また、自治会長も多くの場合、積極的にやりたいという人は少なく、順番ややむを得ず引き受ける形で1年や2年務める方がほとんどである。そのため、郷づくりの活動に積極的に参加する自治会長は少なく、形だけの参加になっていることもある。津屋崎郷づくりでは、部会制を取って活動しているが、部会長の下にいる部会員が少なく、実質的には部会長が独断で行事を進めている状況である。私たちが意見を言うと、部会長が反発し辞めてしまうこともある。郷づくりの目的や役割が、まだ十分に浸透していないのが現状としてあり、当初、郷づくりは『地域自治』、つまり『自分たちの地域は自分たちで守り運営していく』という目的があったが、この意識は18年経った今でも成熟しておらず、多くの市民はまだ『行政がやるべきだ』という意識が強いのではないかと思う。行政も、予算が厳しいと回答することが多く、市民には財政状況が十分に知らされていないため、役割分担が不明確なままである。市の財政状況を市民に明示し、市と市民が共同で何をどこまでやるのかを明確にする必要がある。また、災害時の避難所開設などに関しても、郷づくりがどのように動くべきかが明確になっておらず、郷づくりの役割がはっきりしていない。内部の問題として、会長には手当があるが、副会長や部会長には手当がない。津屋崎の現状では、副会長が会長以上に動いている状況であり、私は対外的な会議に出る程度で、内部の運営は副会長がほとんどを担当している。実際に郷づくりの活動を中心に進めている役職にも、ある程度の報酬を検討すべきである。

(委員)

後継者問題について、郷づくりも自治会も選出するための分母が非常に小さく、維持していくのが大変な状況である。自治会では年金支給の繰り上げや、70歳近くまで現役で働いている方が増え

会議録

ており、後継者を選出するのが難しくなっている。郷づくりの活動についても、実際に動ける運営委員が限られており、今のスケジュールを来年も減らさずにどのように維持していくかが、最大の課題になっている。

(会長)

神興でも特に高齢化が進んでおり、自治会長や郷づくりの活動に参加人員を集めるのが非常に難しくなっている。次回も引き続きこの話をしていくのか、また新たなヒアリングで得た情報交換や、取り組みたいことがあればそれを共有していきたい。次回の11月では、新たな情報を公開して進めていく形でよいか。それとも、今回の話を引き続き続けていくか。

(委員)

この問題はすぐに解決できるものではないため、引き続き議題として継続していくべきだと思う。そして、新たに『うちはこの成功事例があった』というような情報を共有する機会を設けることが有益ではないか。次回、ぜひ取り上げてほしいのは、今回のアクションプランにもあった『交付金の問題』である。来年度以降の交付金について、まだ多くの問題が残っている。交付金の支給額が低いというのは全体的な意見であり、特に交付金の算出方法については見直しが必要である。現在は頭打ちが5500世帯で設定されているが、それ以上の世帯を抱える地域もある。一番の問題は、各自治会に一律12万円という支給方法であり、自治会によっては100世帯未満のところもあれば、1500世帯以上のところもあるため、一律では不公平である。そこで、一律分に加えて規模加算を取り入れた算出方法を、地域コミュニティ課で試算してほしい。交付金がどれだけ膨らむのか、それが予算内で対応可能かなど、具体的な提案をしていただき、全ての郷づくりが納得できる形での交付金支給にしてほしい。また、前回の会長会で少し触れた『費用弁償の問題』についても、取り上げていただきたい。財政に余裕のある郷づくりでは費用弁償がある程度支給されているが、ほとんど支給されていない地域もある。費用弁償そのものに対する考え方や、基準を統一して、同じ郷づくりで活動している以上、どこも同じ条件で認められるような基準を設けてほしい。

(委員)

避難所の運営について、宮司では以前から立ち上げや運営を行っている。しかし、立ち上げの際には市から来られる職員の方が少なく、特に女性を中心となっていることが多い。避難所の立ち上げにはやはり力が必要なので、マンパワーが不足していると感じる。さらに、昨年や一昨年のように、避難所の開設期間が2日、3日と長くなる場合には、ローテーションを組む必要があるが、これをボランティアだけで対応するのは非常に難しい。こういった状況を考慮し、避難所運営に携わるボランティアに対しても、費用弁償のような形で支援をしていただければ、参加者が増えるのではないかと考えている。宮司では避難所運営ボランティアの募集を行っているが、費用弁償の仕組みがあれば、参加者の集まりも改善するのではないかと考えている。ぜひ、避難所運営に関する費用弁償についてご検討いただきたい。

(会長)

事務局は交付金に関しての話は次の会議の中で提案できるのか。

(事務局)

実行プランの設定上、交付金に関しては、納得性のある仕組みにするために財政的な検討を含め、増額を考えなければならない部分があり、調整が必要である。現状では、令和7年度にその調整を進め、令和8年度に実施する予定で進めており、現段階で令和7年度にいきなり変えることは難しい。さらに、事務局側で具体的な案を作るのも現状では難しいが、費用弁償のあり方については、地域ごとの現状を調査することは可能である。毎年、費用弁償に関する調査は行っているが、具体的な場面でどのように費用弁償が支払われているか、詳細な共有ができていないのが実情である。そのため、費用弁償の考え方や、各地域の原資の使い方について話し合いを進めることは、現実的にできるのではないかと考えている。その際、地域ごとの情報を事務局で聞き取り調査を行い、ある程度のペースとなる資料を作成し、それを基に意見交換をするという形が良いのではないかと。空中戦で言葉をやり取りするより、資料を基にした議論の方が実りあるものになるのではないかと。

(委員)

費用弁償については増額してもらいたいが、交付金の支給についても、令和8年度以降の実施に向けた議論が必要だと思う。その前段階として、シミュレーションを行い、どのような形で進めていくかを示すことが重要である。シミュレーションを通して、現状ではここまで進めるのが難しいが、考え方としてはこの方法を取り入れることで組み立てが可能だ、というような納得性のある議論が理想である。現在、郷づくりの交付金は1世帯あたり600円という形で、加算がされている。自治会についても、世帯数が大切だが、規模に応じた加算を導入し、一律分にプラスして規模加算を加える算出方法に変更することが公平なやり方ではないかと考えている。規模の大きなところは、これによって多少潤う可能性があると思う。もちろん、この考え方が全ての解決策ではないが、交付金の算出方法を見直し、公平性を高めるためにも、こうした提案をぜひ検討してほしい。

(事務局)

交付金に関して、会長が言われた意見や、地域によってさまざまな考え方があるのは事実であり、そうした考え方を確認し、共有することは可能かと思う。ただ、事務局側で現時点でいくつも案を用意するのは、難しい部分もある。次回の会議は令和7年度の交付金の内示も兼ねており、その際に交付金にまつわる議題を取り上げることはすでに決まっている。また、各地域が交付金についてどんな考えを持っているかを共有することも可能である。費用弁償の現状や、それに充てられる部分についても、現状の概要をお示しすることはできる。どれくらいのズレがあるかを確認することも重要であるが、次回の11月29日までにできる範囲での議論に限界があることは理解いただきたい。今後、事務局側でもいただいたご意見を基にできる範囲を検討し、会長などとも相談しながら、次回の会議で話し合える内容を探していきたい。また、1月にも続けて議論する機会があるので、そのような形で進めていくことができるのではないかと考える。そのため、次回の議題としては交付金が中心になるかと思うが、どこまで具体的な内容が出せるかについては、現段階では少し難しい面があるという認識である。

(委員)

議論を進める際に、たたき台があるかないかでは大きく違う。何もたたき台がない状態で空中戦のように話し合うよりも、ある程度のたたき台を基に『これについてどう思うか』『ここはこうした方がよい』といった形で進める方が、もっと有意義な議論ができると考える。

以上で代表者会議を終了する。